

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 高齢介護課

不利益処分の内容	健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術料助成資格の喪失、助成金の返還	
根拠法令等及び条項	栃木市健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術料助成要綱第11条、第12条及び第13条	
処分基準	根拠条項	栃木市健康はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術料助成要綱第11条、第12条及び第13条
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 7月 1日設定 令和 8年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 資格喪失条件</p> <p>次のいずれかに該当する場合。</p> <p>(1) 助成対象者が死亡した場合</p> <p>(2) 助成対象条件に該当しなくなった場合</p> <p>助成対象条件</p> <p>満75歳以上の者であって、市内に住所を有し現に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、助成対象者が施設に入所している者である場合又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により施術料に係る助成を受けることができる者である場合を除く。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者</p> <p>(2) 第4条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、当該年度の前年度）における地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>2 助成金の返還</p> <p>市長は、助成対象者が次の規定に違反したときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 助成券を他人に譲渡し、又は担保に供すること。</p> <p>(2) 助成対象者としての資格を失った後に助成券を使用すること。</p> <p>(3) 有効期間を経過した助成券を使用すること。</p> <p>(4) その他不正の目的又は方法により助成券を使用すること。</p>	